

議案第 4 7 号

清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 8 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

26 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第16条第2項及び第3項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15
- (2) 再任用職員 72.5分の10

附 則

この条例は、公布の日から施行する。